

倉敷情報学習センター運営審議会の会議を傍聴される方へ

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議開会予定時刻の30分前から10分前までに、会場受付で「倉敷情報学習センター運営審議会傍聴申込書」に氏名及び住所を記入し、「傍聴券」をお受け取りください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- (3) 入場の際は、傍聴券を提示してください。
- (4) 開会予定時刻を過ぎた場合は、入場できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したとき又は係員の指示に従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席をはなれないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) その他会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

4 傍聴をお断りする場合

- (1) 銃器その他危険なものを持っている場合
- (2) 酒気を帯びていると認められる場合
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている場合
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器を持っている場合
- (5) その他会議を妨害し、又は他に迷惑を及ぼすと認められる場合

5 会議の途中で退場する場合は、その旨を事務局職員に伝え、傍聴券を返却してください。